

利用上の注意・用語の解説

利用上の注意

1. この確報は、『総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」』について、愛媛県の事業所数及び従業者数を取りまとめたものです。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行いました。
 - ① 日本標準産業分類 A（農業，林業）に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類 N（生活関連サービス業，娯楽業）のうち、小分類 792-家事サービス業に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類 96-外国公務に属する事業所
3. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス-活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。
4. 比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入したため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
該当数字がないものは「-」としました。また、増減は、数値がマイナスのものは「△」で表しました。

用語の解説

事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

出向・派遣事業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が 1 人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいいます。

従業者

平成 26 年 7 月 1 日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としました。

事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類しています。